



ポスト2020生物多様性枠組;  
Open-Ended Working Group 報告会  
2019/09/20; 京橋環境情報センター

# Biosafety and the Cartagena Protocol (Working Group2)

遺伝子組み換え(カルタヘナ)とポスト2020



国立環境研究所 生物・生態系環境研究センター (さとし)  
主任研究員(京都大学C-PIER 特任教授) 亀山 哲



Convention on  
Biological Diversity



25 August 2019

First meeting of  
the **O**pen-**E**nded **W**orking **G**roup  
on the **P**ost-2020  
**G**lobal **B**iodiversity **F**ramework,  
(27-30 August 2019 – Nairobi, Kenya)

**Global consultation workshop on  
the post-2020 global biodiversity framework,**

**1. The Nagoya Protocol on  
Access and Benefit-Sharing**

**2. Biosafety and the Cartagena Protocol**



## ポスト2020多様性枠組みにおける バイオセーフティとカルタヘナ議定書

<http://bch.cbd.int/protocol>

**遺伝子組換え生物**等（現代のバイオテクノロジーにより改変された生物（**LMO**; **Living Modified Organism**）が**生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす可能性のある悪影響を防止するための措置**を規定。生物の多様性に関する条約第19条3に基づく交渉において作成。

1999年2月;カルタヘナ(コロンビア)生物多様性条約特別締約国会議で採択が目指された。

2000年 1月29日 モントリオールで作成

2019.09.20(金)発表資料 無断転用・転載禁止

2003年5月22日 議定書の国内担保法案とともに議定書を  
第156回通常国会に提出し、衆参両院の了承を得た。

2003年11月21日 国内担保法の関連省令等の整備を完了し、議定書を締結。

2003年11月27日 公布及び告示(条約第7号及び外務省告示第444号)

2004年2月19日 カルタヘナ議定書が日本について発効。**国内担保法**も同日施行

# 生物多様性条約カルタヘナ議定書

遺伝子組換え生物の国境を越えた移動の際、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼさないように利用するための手続きを定めており、輸入国は、輸出国からの情報に基づき危険性を評価した上で自国への輸入について決定すること。またその際、輸出者は遺伝子組換え生物であること等を明記した文書を添付すること。

## カルタヘナ法

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」

国際的に協力して、生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、生物多様性条約カルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保。

2004年2月19日 カルタヘナ議定書が日本について発効。国内担保法も同日施行

ダウンロード可能-----51ページあります。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty156\\_6a.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty156_6a.pdf)



## *Biosafety in the post-2020 global biodiversity framework: the big picture*

Question 1:

**Q1 自然と共生する生物多様性保全と2050ビジョンの達成のために、バイオセーフティは如何なる貢献が可能か？**

- How can biosafety contribute to achieving the objectives of the Convention and the 2050 vision of living in harmony with nature?

Question 2:

**Q2 SDGsの達成のために、バイオセーフティは如何なる貢献が可能か？**

- How can biosafety contribute to achieving the Sustainable Development Goals?

Question 3:

**Q3 ポスト2020生物多様性枠組みにおいて、「責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書」の役割はどうあるべきか？**

- What should be the role of the Nagoya – Kuala Lumpur Supplementary Protocol on Liability and Redress in the post-2020 global biodiversity framework?

**Q4 生物多様性の保全と持続的利用における**

Question 4:

**新しい技術とその役割は、ポスト2020生物多様性枠組みにおいて、如何に対処されるべきか？**

- How might new technologies and their role in the conservation and sustainable use of biodiversity be addressed in the post-2020 global biodiversity framework?

## Q1 自然と共生する生物多様性保全(↓議;ファシリテーター)

「生物多様性(遺伝子資源)の持続的な利用とその保全の両立は難しい。  
これは共通認識。その為如何に対応するか?を本W.S.で議論する。」

A1; リスクマネジメントの取り扱いについては、各国の情報共有が特に必要。

A1; バイオセーフティ(BS)については、ネガティブインパクトが先に語られがちである。しかし、反対に技術革新がもたらすポジティブな側面(影響)についても議論をする必要があるのではないか。(一般的な貢献の例については、発表者は具体例を示さず。)

A1; 研究(おそらくGMを指すと思われる)やそれによって得られる建設的な技術革新・開発について推進する立場の考え方も持つべき。そのためにはコミュニケーションと情報共有が鍵となる。

A1; 研究開発からその応用までリスクマネジメントに関して、もっと具体的な行動がとれないか。また、その将来的な価値の共有についても議論をも今後推進すべき。

## Q2 SDGsの達成(↓議)

生物多様性のそもそもの価値や貢献とは何か? 共通認識があるべき。  
例えば、食糧安全保障や技術革新による恩恵について。

A2; 関連するSDGsに対する、取り組みの透明性の確保は今後一層必要。

「だれか詳しい人説明求む。(司会者より発言)」;

A2; ゼロハンガー等についてはバイオテクノロジー革新の対応が重要。

また同時に、BSに対する理解のための教育が今後求められる。

A2; 持続的な開発に対するゴール15(陸の豊かさを守ろう)に向けて、エレガント(この表現に笑い起こる)な取り組みが必要。

A2; SDGsゴール12(つくる責任とつかう責任)・9(産業と技術革新の基盤をつくろう)についてもポジティブな取り組み体制を強化すべき。 2019.09.20(金)発表資料 無断転用・転載禁止

### Q3 「責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書」(↓議長)

生物多様性に関する持続可能な利用について、**多面的な議論が必要である。**

**如何にルールを作るかの議論と、如何にそのルールに従うか(従わせるか)の議論を区別すべき。この際、特に、ルールに従った行動を如何に求めるかが重要。**

また、国内レベルの合意と国際レベルの合意に関して如何にバランスをとるか？(取り持つか?)も難しいが大切。

A3;オペレーショナルフレームワークの面で、他の国に「フレーム作りに参加していないではないか。」と発言することは現状で困難である。

A3;国際的な関係について、よき隣国との関係をどのように作るか？が課題。

例えば、隣接する国際間のトラブルにいかに対応するか？。

(国際的にはIとPの例がある。IはPの行動にクレームを付けた。←参)

(その正当性は、何処に有ったのか？←参)

A3;バイオセーフティについては定量化の議論が必須だが実現は困難。

非常に重要なことは、我々の共通認識だが、それも実現は困難。

A3;企業側のコンプライアンスにかかわる課題について如何に対応するか。

当然、この点は重要であり、注視していく必要性が大である。

議長が総括的な発言として、

「名古屋プロトコルのフレームワーク作りに、本議論を反映することが重要。と纏める。

Q4 生物多様性の保全と持続的利用における新しい技術とその役割(↓議)

持続可能な利用に関するルールにおいて優先順位は如何に考えるか。

我々は新しい発展段階にあり、現在様々な観点がある。

A4; 我々は、技術革新に関するポジティブな考え方を持つべき。

A4; BS(バイオセーフティ)にかかわる議論として。例えばジーンドライブが代表例であるが、ネガティブな影響は、通常先に理解されている。

A4; 新たな生産物に関する我々の認識とその影響(社会的変化)を考える必要性がある。例えばポジティブな影響について如何に考えていくか。すべての技術革新とそれによって生産される(であろう)商業的な生産物の影響を考えるべき。困難であるがリスクと便益に関する最適なバランスを探求し続けることが重要である。

A4; 今度想定される困難な課題としては、この技術革新を如何にキャパビルに取り込んでいくか? また、いくつかの国が抱える懸念や恐れについて、今後如何に対応すべきか?。例えば、実際に想定される(可能性のある)ネガティブな現象についての取り組み。(参加者、具体例は示さず。)

A4; 新たな技術によって得られる生産物が他の生物に与える影響までも事前に考えておくこと。新たな技術革新はどの生物を扱っており、安全性確保のためにそれを如何に扱うべきか? という各国国内の合意が必要。

議長が総括的な発言;

2019.09.20(金)発表資料 無断転用・転載禁止

今後の議論としては、技術革新とSDGsの関連性が重要。

GM生産物が環境に与える影響を総合的に理解すべきである。

生物多様性保全の取り組みにWGの成果を効果的に活かすべき。



16:00-17:30-(午後の部の後半)-----  
議論4 (SBE; Specific Biosafety Elements)に関する継続的議論から開始-----

BS(この場合はセーフティ)を各国の言葉に訳した時、様々な別の意味に解釈されているのではないか？(議長)

# Bセーフティ と Bセキュリティ を実際には如何に使い分けるか？

同義の国と解釈の異なる国があるのが実情ではないか？(議長)  
それらを明確に整理(定義)すべきだが、実際に出来るのか？(議長)

**Safety**;安全(性)、無事、無難なもの

**Security**;安全、無事、治安安心、心の穏やかさ、保証、防護物、防衛手段

